

件名　日吉台中学校仮設校舎賃貸借

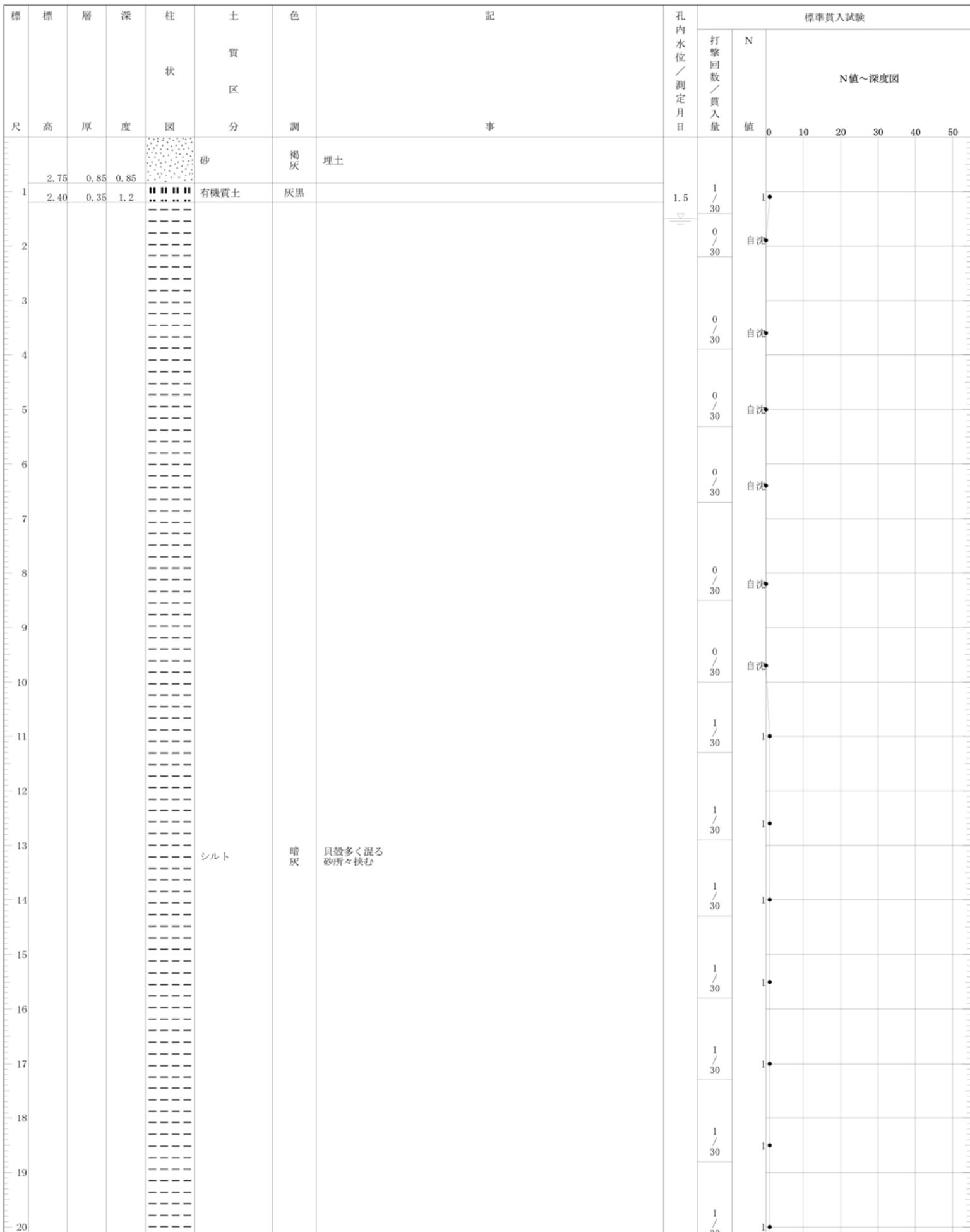
上記件名に係る仕様書(設計)書の内容に関する質問について、次のとおり回答します。

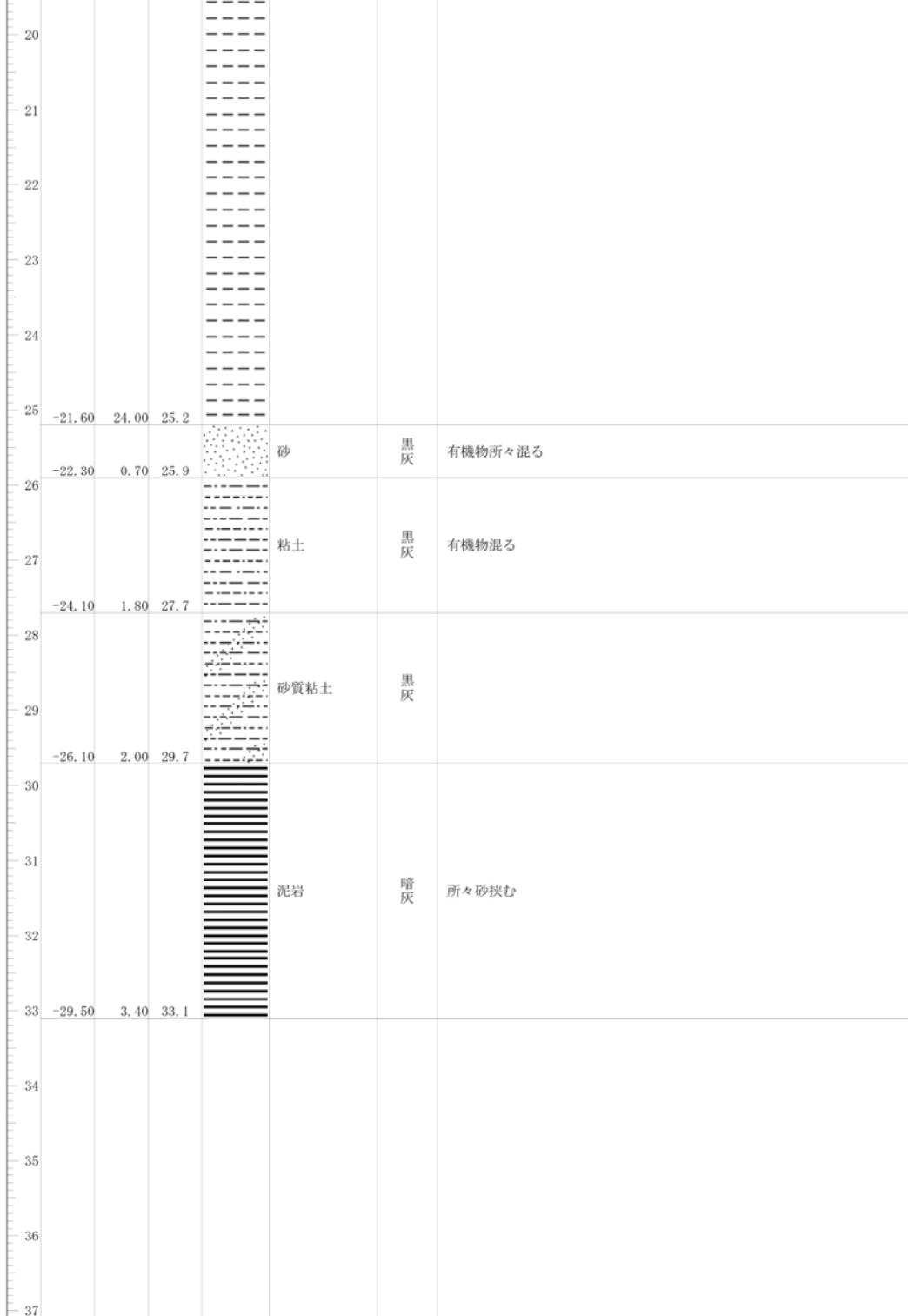
No	項目 (ページ数等)	質問内容	回答
1	その他	使用材料プレハブ本体(鉄骨、パネル、屋根、サッシ)はリース品対応でも宜しいでしょうか。	リース品で可としますが、耐用年数を考慮してください。
2	その他	照明器具、空調換気機器、備品はリース品対応でも宜しいでしょうか。	照明器具、空調換気機器、備品は新品としてください。
3	S-01	地質調査データありましたら頂けますでしょうか。	添付資料参照。※横浜市行政地図情報提供システム「地盤view」にて確認できる内容です。 また、平板載荷試験の結果を添付します。
4	その他	緑化協議は受注者にて協議・申請を行うのでしょうか。	緑化協議、申請は業務に含みませんが、必要に応じ協力をお願いします。
5	その他	申請に必要な前願の資料、既存配置図等のデータは頂けますでしょうか。	必要な資料等のデータは貸与します。
6	その他	地中埋設物があった場合は別途と考えて宜しいでしょうか。	別途と考えてよろしいです。
7	現場説明書3、4	配布図書において設計書、図面の通りはあるが、落札業者によっては一部寸法や数量等の変更が生じると思いますが、どのようにお考えでしょうか。	メーカー仕様とし、図面を一部変更して計画通知を申請してください。
8	現場説明書8(1) 仕様書4	「設計書等に記載してある事項以外」とありますか、記載していない事項についての費用等についても別途協議と考えて宜しいでしょうか。	現場説明書8(1)記載の仕様書、法令等に準拠して工事を行ってください。
9	現場説明書8(2)	工事着手前においての各種調査において問題が発生した場合においての保護や措置について発生する費用等については別途協議と考えて宜しいでしょうか。	現場説明書8(2)記載の通りとします。設計図書に記載のない場合は、賃貸借仕様書4の通りとします。
10	現場説明書8(7)	資材搬出入を行えないとする登下校時間についてご教授願います。	契約後学校と調整します。
11	現場説明書8(12) 仕様書2(2)	仮設水道及び電気において説明書8(12)で記載の内容と仕様書9(2)一、二では異なる表現となっていると思われますがどちらが正と考えれば宜しいでしょうか。また、設計書共通仮設においても仮設水道及び電気についての項目に記載が無いように思われます。	工事用仮設電気・水道は、現場説明書8(12)の通りとし、使用料については、基本的には受注者負担とします。なお、費用は共通仮設費に含まれています。
12	現場説明書8(15)	別添の方法(室内空気中の～特記仕様書)とはパッシブ法で宜しいでしょうか。	横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度測定マニュアル(H27.7)(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/syorui.files/0010_20181026.pdf)をご参照ください。
13	仕様書5施工前協議	「施工前に、施工計画書を市に提出」とあるがここで言う必要な「施工計画書」の種類をご教授願います。	公共建築工事標準仕様書を参照してください。
14	仕様書12	誤「12 維持管理」正「11 維持管理」で宜しいでしょうか。	よろしいです。
15	仕様書12(10)	受注者は保守点検を行うものとあるが、(10)においては貴市の実施項目となっていますので、受注者は貴市において実施の保守点検結果に基づき維持管理及び修繕の協議を行っていく考え方で宜しいでしょうか。	雨漏り及び構造に関する修繕と、空調機器のフィルター清掃(夏・冬 2回/年)を受注者の修繕と責任区分と考えています。
16	図面A-02、10 設計書	屋根及び付属金物の仕様で図示と設計書内訳で相違があります。どちらが正でしょうか。また、設計書が正とした場合において屋根材本体が一般的のGL板ですが、付属金物がフッ素鋼板となっていますが間違いないでしょうか。	設計書を正とします。
17	図面A-02	内部仕上表に記載されている内壁及び天井下地の「鉄骨」とは共通としてLGSと読み替えれば宜しいでしょうか。	よろしいです。
18	図面A-02	内部階段踏面のモルタル厚が20mmとなっていますが、割れやすい為30mm以上に変更しても宜しいでしょうか。	よろしいです。
19	図面A-08	外部階段侵入防止フェンスの鍵にパニックオープンの指定がありますが電気錠ではないと思われますので破壊錠と考えて宜しいでしょうか。	破壊錠と考えてよろしいです。
20	図面A-10	2階床の構成が仕上表A-02備考欄記載の構成と相違しています。どちらが正とすれば宜しいでしょうか。	矩計を正としてください。
21	図面A-12	2階外部のSS1シャッターですが、延焼ライン影響を受けない範囲の設置ですが防火設備とする必要がありますでしょうか。	図面通りとします。
22	図面A-02	外部仕上表記載の外壁仕様では建物構造(準耐火口-2)の準不燃材以上を満たしていないと考えますが図示の仕様の外壁材として宜しいでしょうか。	口準耐2を達成できる仕様としてください。
23	設計書 P50	落札業者が計画通知の申請業務を執り行う事になっておりますが、敷地求積図、配置図等のCADデータは御提供頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	必要に応じ貸与します。
24	設計書 P.51	仮設建物の鉄骨、屋根、外壁パネル、建具の各部材はリース期間を勘案して新品部材にて対応するものと考えて宜しいでしょうか。	リース品で可としますが、耐用年数を考慮してください。
25	構造図	耐震性に係る用途係数について、学校関連施設であることから1.25と考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。
26	共通仮設	交通誘導員の配置は工事期間中、常時1名を配置することとして考えて宜しいでしょうか。	A-30仮設計画図の通りとしますが、必要に応じ配置してください。
27	直接仮設	予期せぬ地中埋設物及び地中障害の撤去・処分については別途と考えて宜しいでしょうか。	別途と考えてよろしいです。



土 質 柱 状 図

ボーリング名 A0223002 総掘進長 33.10 孔口標高 3.6 孔内水位 1.5

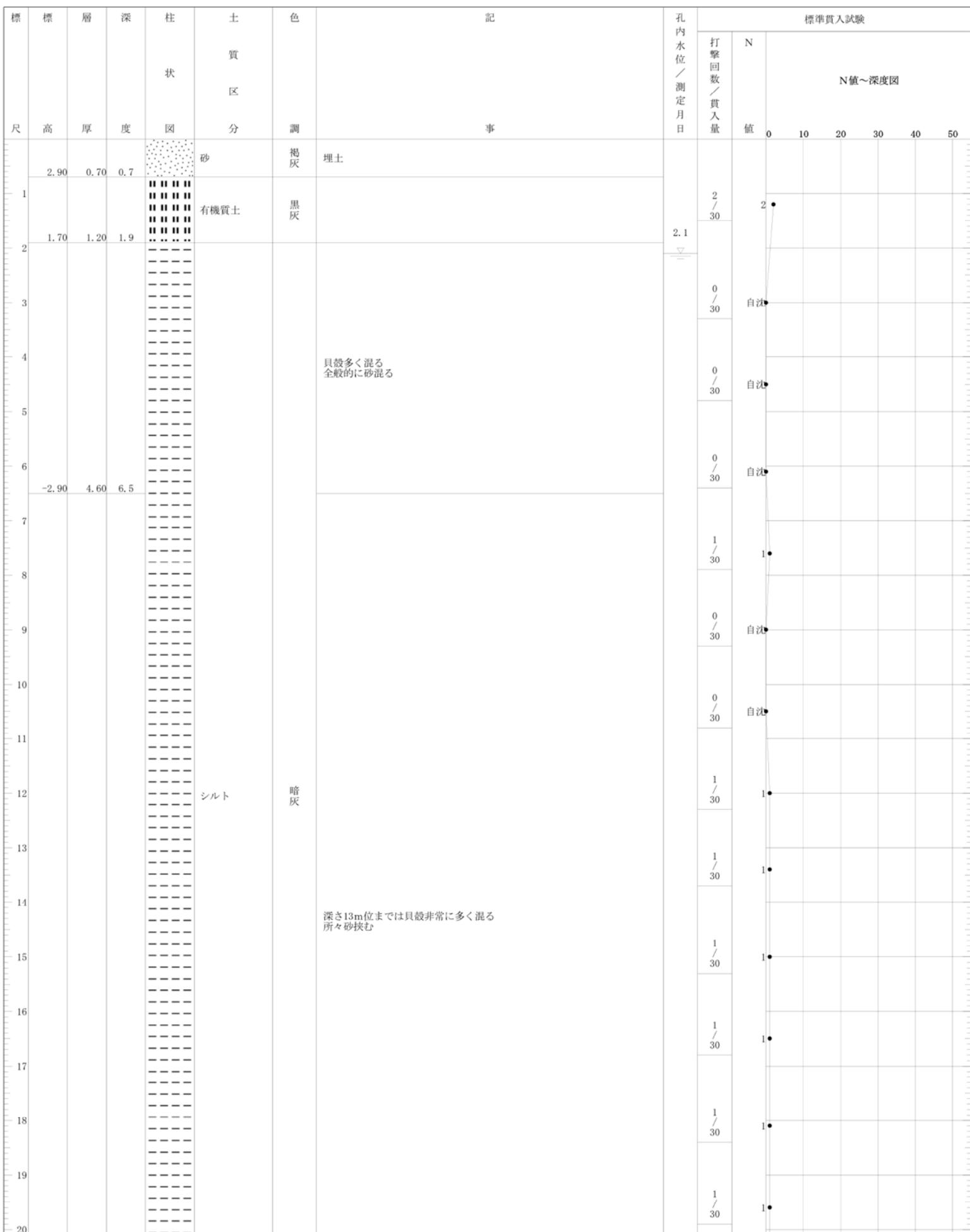


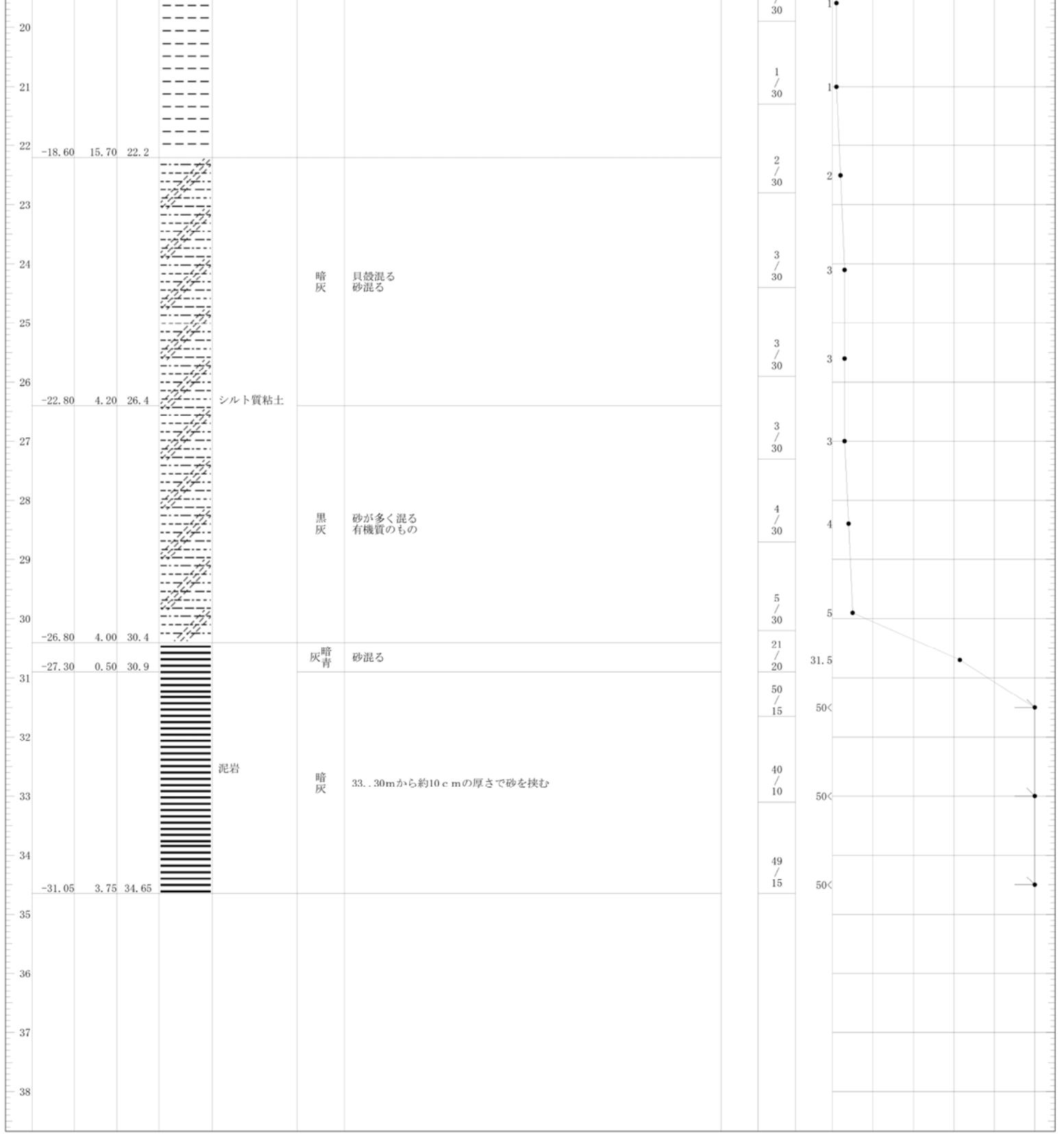


土 質 柱 状 図

2

ボーリング名	A0223001	総 挖 進 長	34.65	孔 口 標 高	3.6	孔 内 水 位	2.1
--------	----------	---------	-------	---------	-----	---------	-----

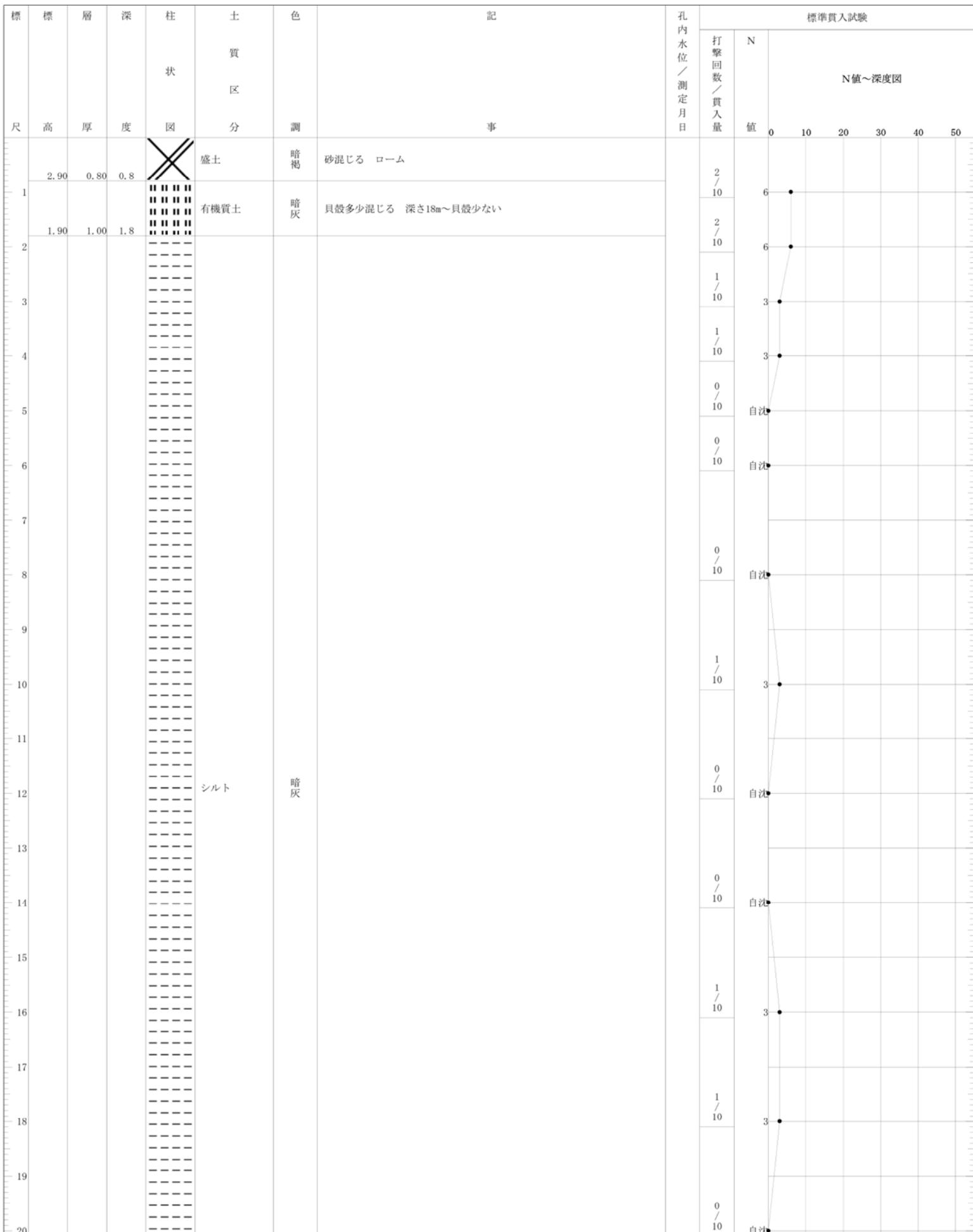


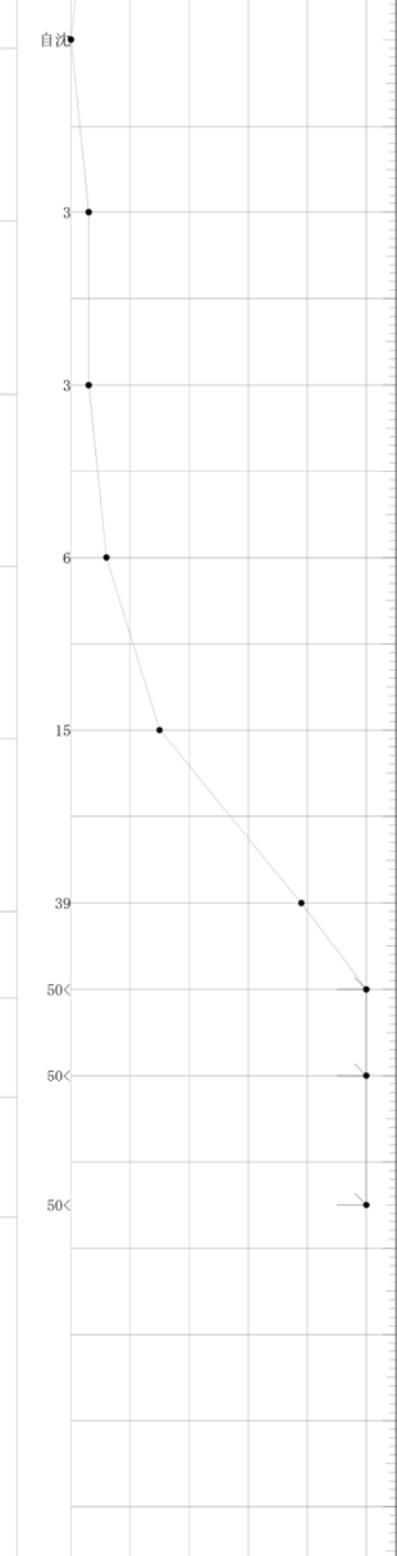
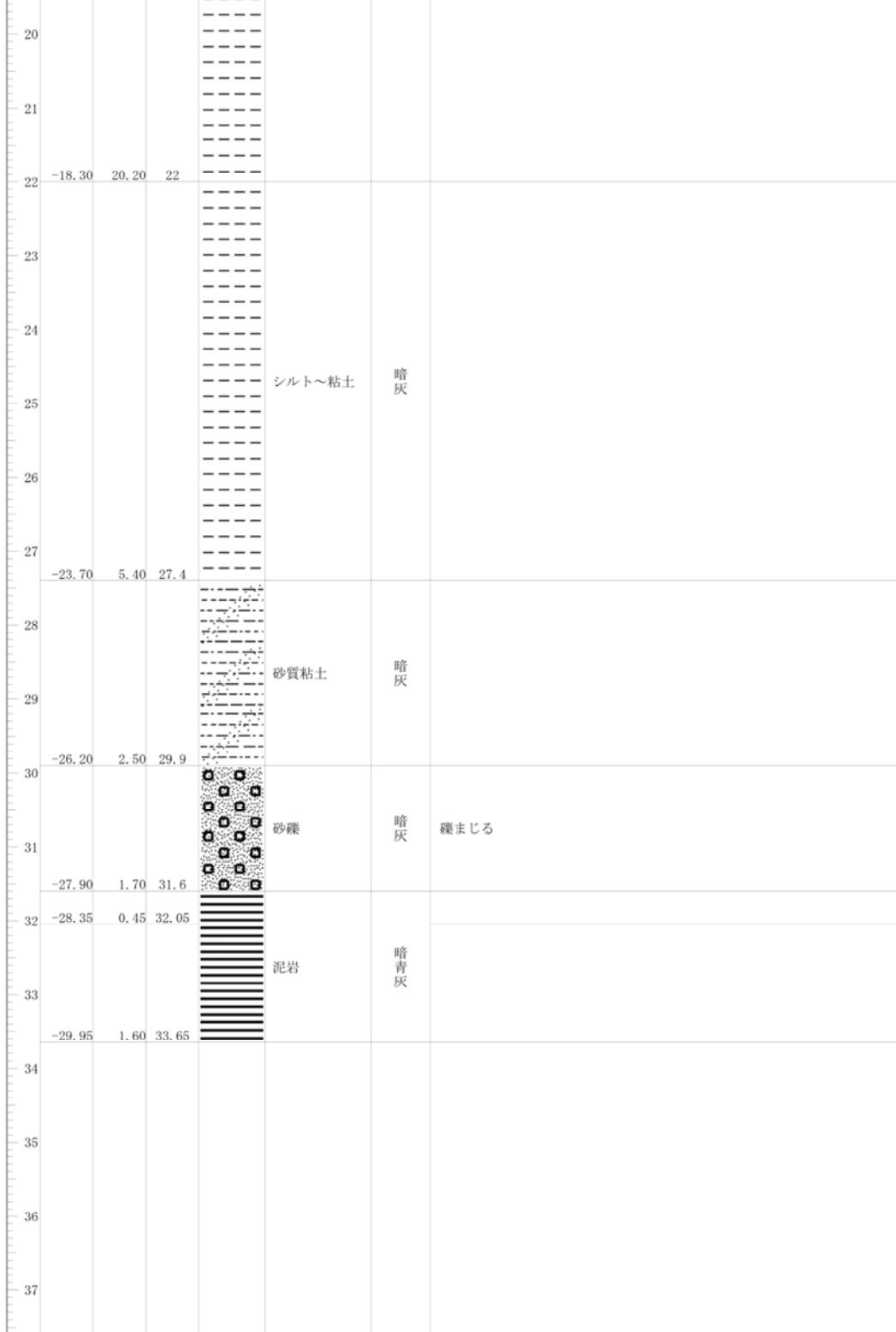


③

土 質 柱 状 図

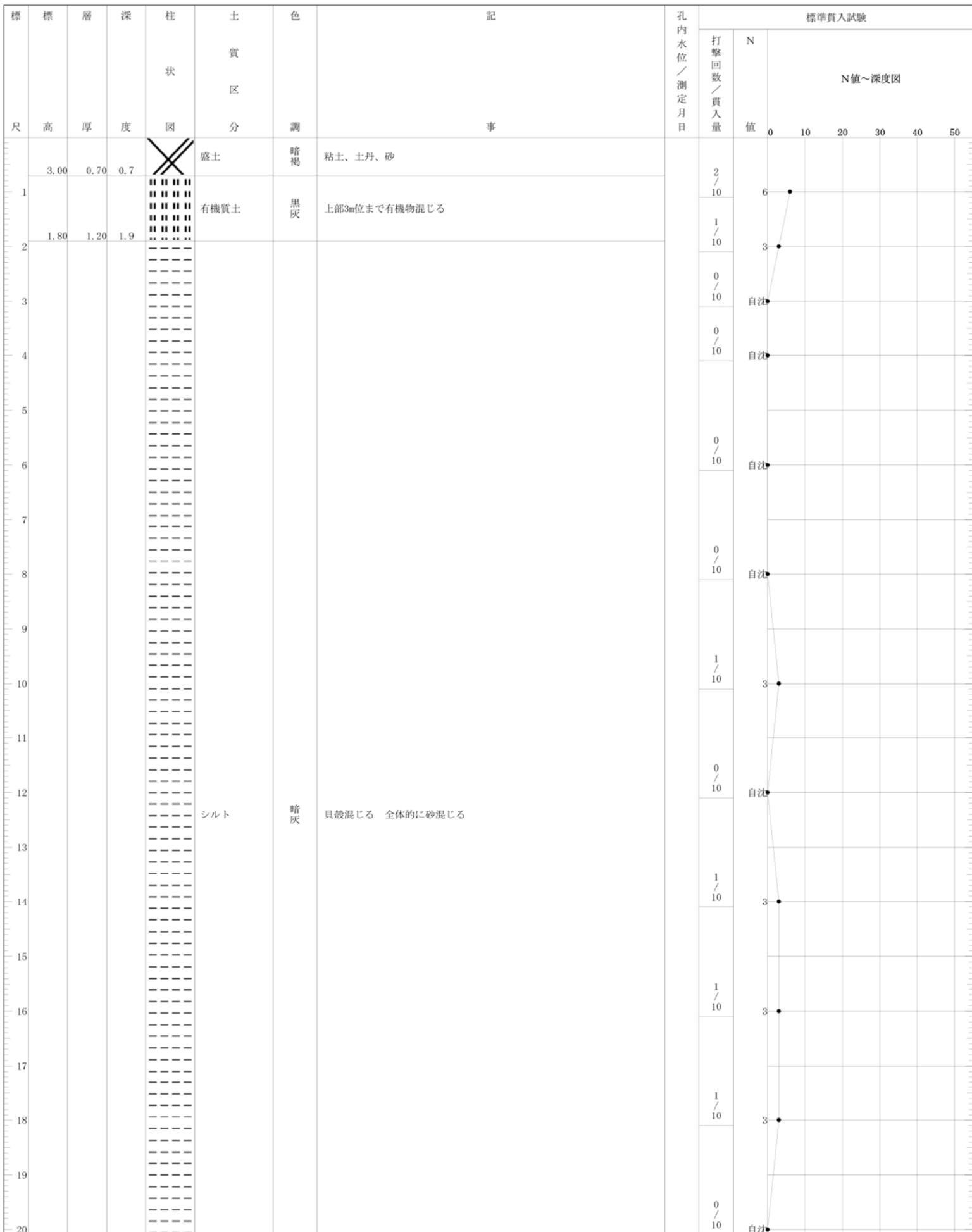
ボーリング名	A0258001	総 挖 進 長	33.65	孔 口 標 高	3.70	孔 内 水 位	
--------	----------	---------	-------	---------	------	---------	--

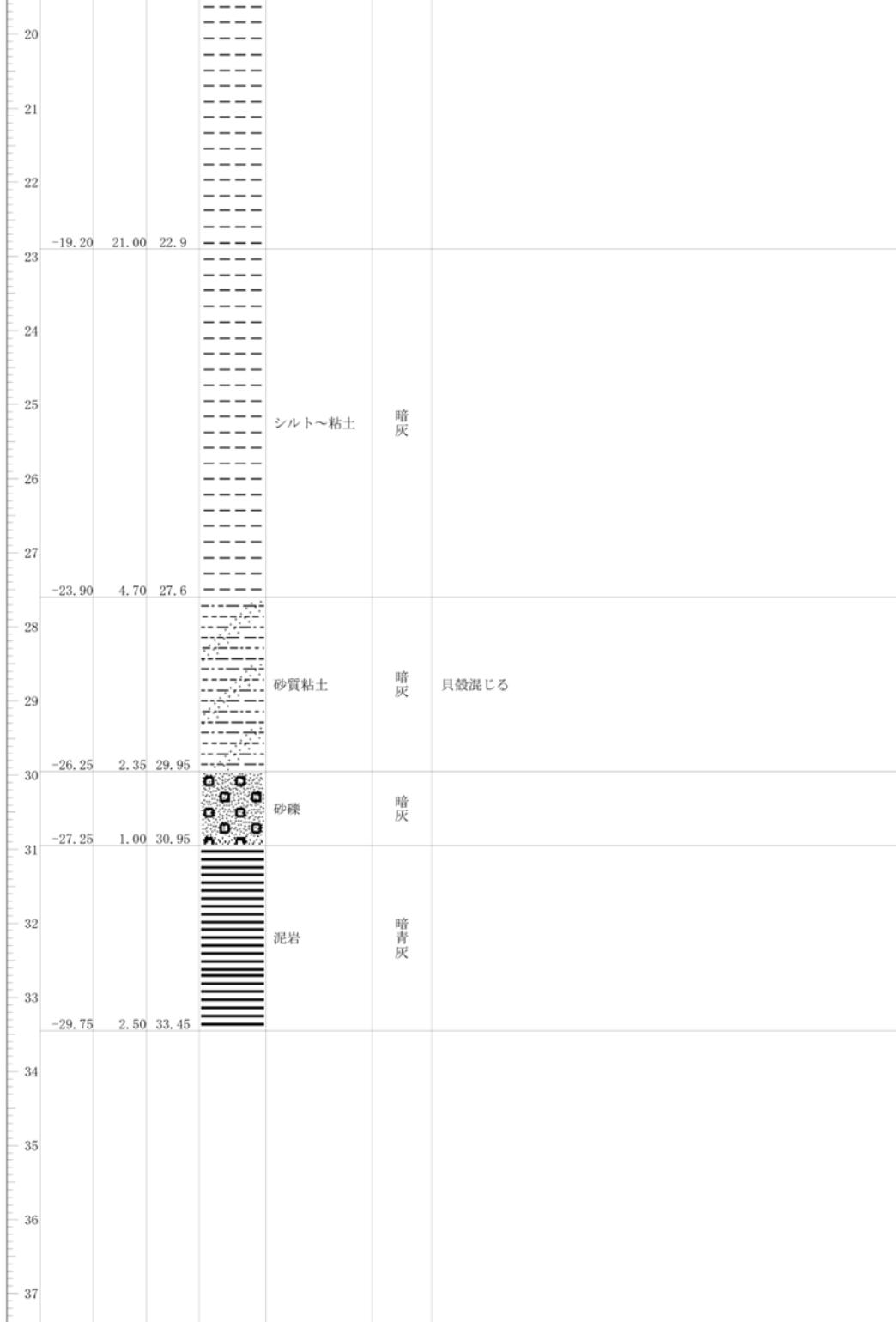




土 質 柱 状 図

ボーリング名	A0258002	総 挖 進 長	33.45	孔 口 標 高	3.70	孔 内 水 位	
--------	----------	---------	-------	---------	------	---------	--





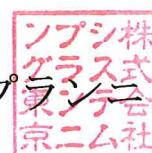
日吉台中学校仮設校舎設置その他工事地盤調査

地盤の平板載荷試験報告書

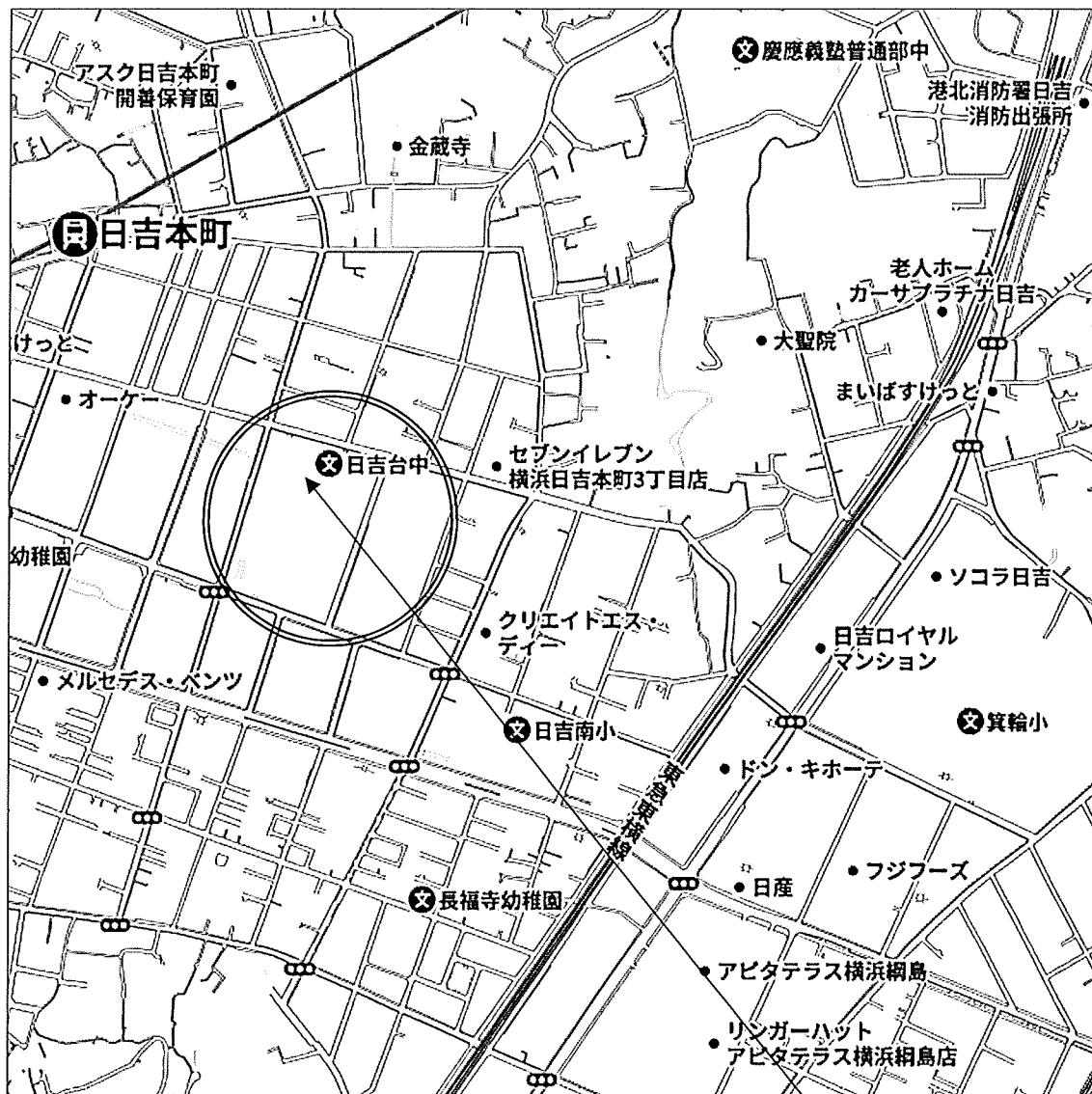
令和2年11月



株式会社システムグラス・システム



調査地案内図



目 次

<u>1. 調査概要</u>	-----	1
1-1 一般事項	-----	1
1-2 試験要項	-----	2
<u>2. 試験結果の整理</u>	-----	3
<u>3. 試験結果に対する考察</u>	-----	4
<u>4. 地盤の鉛直支持力度の考察</u>	-----	6

【卷末資料集】

- ・調査位置図
- ・平板載荷試験結果
- ・調査記録写真

1. 調査概要

1-1 一般事項

(1) 調査件名・・・日吉台中学校仮設校舎設置

その他工事地盤調査

(2) 調査場所・・・神奈川県横浜市港北区日吉本町4丁目9番1号

(横浜市立日吉台中学校)

(3) 調査期日・・・令和2年11月14日

(4) 調査目的・・・「日吉台中学校仮設校舎設置その他工事」

敷地地盤が、直接基礎の設計条件に適合した
支持力（地耐力）を有する地盤であるか否か
を、地盤の平板載荷試験により確認を行い、
基礎設計に資することを目的とした。

(5) 調査担当・・・株式会社システムプランニング東京

〒192-0355

東京都八王子市堀之内2-6-1-102号

TEL: 042-670-3115

FAX: 042-674-0155

1-2 試験要項

(1) 載荷板・・・・・・鋼製円形板 (直径 30 cm、厚さ 2.5 cm)。

(2) 対象地盤・・・・設計 GL-0.40m : 埋土 (粘性土主体)

(3) 設計支持力・・・長期設計支持力の確認 ($f_e=50.0 \text{ kN/m}^2$)。

(4) 試験最大荷重・・・上記設計支持力の 3 倍以上。

$P_{max}=158.4 \text{ (kN/m}^2)$ とした。

(5) 載荷方法・・・・ 載荷荷重は、8 段階 (等分布荷重の段階) の 1 サイクル (単サイクル急速載荷方法) 方式とした。

(6) 試験位置及び個数・・・1ヶ所 (調査位置図に表示した)。

2. 試験結果の整理

本載荷試験に於ける荷重、沈下、時間の測定記録は、卷末資料集のデータシートに報告するとおりである。

この測定結果により、「荷重－沈下」、「時間－沈下」及び「時間－荷重」の関係をしめした。

また、荷重と沈下の関係を

- $\log P \sim S$ 曲線
- $\log P \sim \log S$ 曲線 のように整理してしめした（卷末資料集）。

ここに、 $P \cdots \cdots \cdot$ 荷重度 (kN/m^2)

$T \cdots \cdots \cdot$ 時 間 (min)

$S \cdots \cdots \cdot$ 沈下量 (mm)

表. 1 に各処女荷重に於ける荷重保持時間及び、その時の最終沈下測定値を一覧表にしめした。

表. 1

荷重段階	1	2	3	4	5	6	7	8
処女荷重度 $P (\text{kN/m}^2)$	19.8	39.6	59.4	79.2	99.0	118.8	138.6	158.4
荷重保持時間 (min)	30	30	30	30	30	30	30	30
沈下量 $S (\text{mm})$	0.450	0.875	1.130	1.328	1.508	1.730	1.900	2.078

3. 試験結果に対する考察

(1) 荷重沈下曲線の傾向

荷重一沈下曲線の傾向は、概ね全般せん断破壊型の曲線傾向をしめしているものと考えられる。

試験最大荷重 $P_{max}=158.4 (kN/m^2)$ に至るまでは、沈下量の増加傾向は極めて少なく、最終沈下量は $P_{max}=158.4 (kN/m^2)$ で載荷板直径、(30 cm) の約 0.7% ($S_{max} \doteq 0.21 \text{ cm}$) 生じている。

(2) 極限支持力(P_f)の判定

平板載荷試験結果における極限支持力(P_f)の判定は概ね次のとおりである。

- ・荷重一沈下曲線において、沈下の増加が大きくなり、沈下が直線的に増加し始める荷重(図. 1 にしめした P_u のような荷重)。

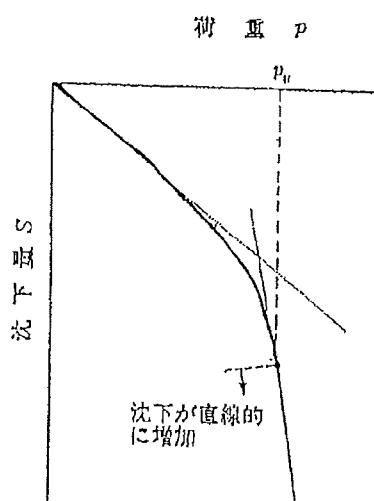


図. 1 荷重一沈下曲線と極限支持力

- $\log P \sim S$ 曲線が沈下軸にほぼ平行になり始める荷重 (図. 2 にしめした P_u のうような荷重)。また、累計沈下量が載荷板幅の 10 (%) 程度を超える場合には、それ以後に急激に沈下量が増加することが多いので、沈下量 30 (mm) を極限支持力の目安とする。
- 試験時に載荷板が大きく傾斜したり、あるいは載荷板周辺の地盤に亀裂や盛り上がりが生じたりした場合、その時の荷重を極限支持力とする。

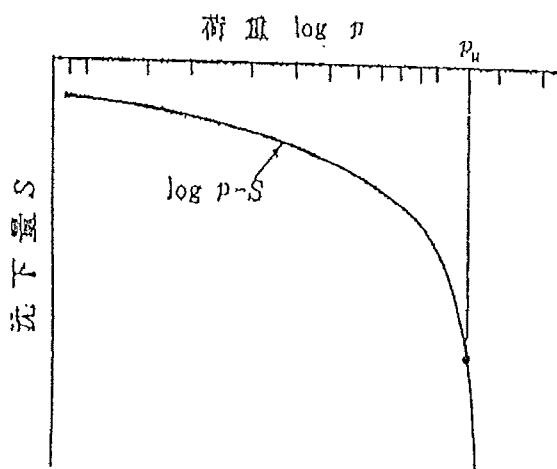


図. 2 $\log P \sim S$ 曲線と極限支持力

(以上、地盤工学会：平板載荷試験方法 JGS1521-2003 より)

以上の判定基準をもとに極限支持力 (P_f) を検討する。

「 $\log P \sim S$ 曲線」によると、今回の試験最大荷重 $P_{max}=158.4$ (kN/m^2) 以内において極限支持力と考えられる荷重沈下曲線は認められない。

4. 地盤の鉛直支持力度の考察

載荷試験結果から、試験地盤の鉛直支持力について考察する。

鉛直支持力は安全率 (F) を除した許容応力度設計による長期 (常時) 許容応力度とした。

載荷試験から求められる長期許容支持力(q_t)の判定は次のとおりとした。

(q_t :基礎の根入れ効果を考慮しない場合の支持力)

(1) 極限 (限界) 支持力(P_f)の $1/3$

(2) 試験最大荷重(P_{max})の $1/3$ の内、いずれか小さい方の値を採用する。

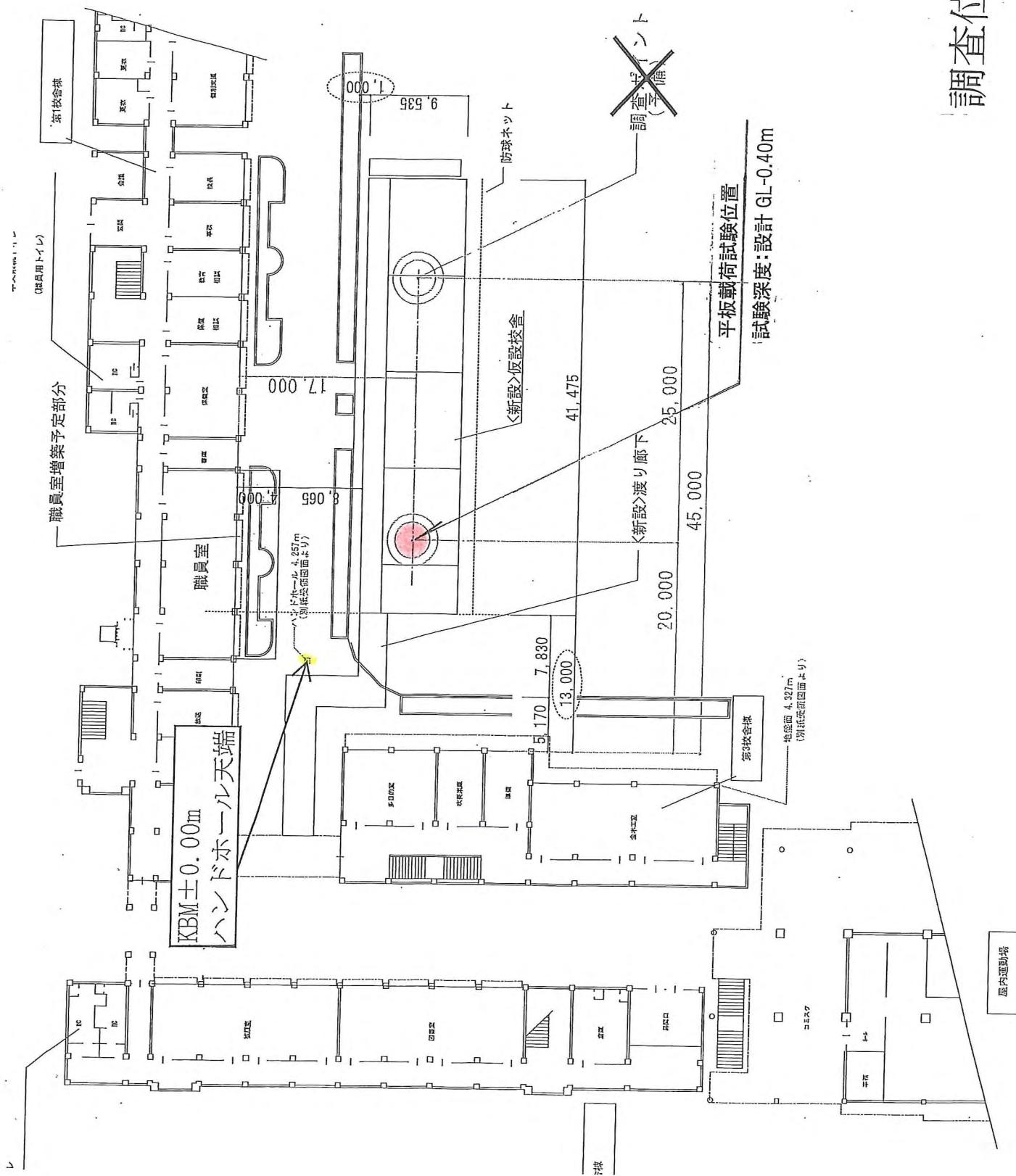
今回、試験地盤の q_t は、上記 (2) から次のとおりと考えられる。

$$\begin{aligned} q_t &= P_{max} \times 1/3 \\ &= 158.4 \times 1/3 \\ &= 52.8 (\text{ kN/m}^2) \end{aligned}$$

以上

卷 末 資 料 集

調査位置図



地盤の平板載荷試験

1

調査名・調査地点	日吉台中学校仮設校舎設置その他工事地盤調査							
試験番号: No	1							
試験年月日	令和2年11月14日		天候	晴れ		試験者	関 裕一	

サイクル	実荷重 kN	荷重 P kN/m ²	経過 時間 min	時刻 時分	変位計の読み1/100mm				変位計読み の平均値 mm	累計沈下 mm	備 考
					1	2	3	4			
	0. 0	0. 0	0	0:00	0	0	0	0	0. 000	0. 00	
1	1. 4	19. 8	0	0:01	18	25	20	28	0. 228	0. 23	
			1	0:02	20	28	22	29	0. 248	0. 25	
			2	0:03	25	31	25	32	0. 283	0. 28	
			5	0:06	28	35	29	36	0. 320	0. 32	
			10	0:11	32	39	34	40	0. 363	0. 36	
			15	0:16	35	41	35	43	0. 385	0. 39	
			20	0:21	36	44	38	45	0. 408	0. 41	
			25	0:26	38	45	39	46	0. 420	0. 42	
			30	0:31	39	49	42	50	0. 450	0. 45	
	2. 8	39. 6	0	0:32	51	77	65	93	0. 715	0. 72	
			1	0:33	55	81	69	95	0. 750	0. 75	
			2	0:34	56	84	71	99	0. 775	0. 78	
			5	0:37	59	86	74	100	0. 798	0. 80	
			10	0:42	61	89	75	102	0. 818	0. 82	
			15	0:47	62	91	77	104	0. 835	0. 84	
			20	0:52	65	92	79	108	0. 860	0. 86	
			25	0:57	66	93	81	108	0. 870	0. 87	
			30	1:02	66	94	81	109	0. 875	0. 88	
	4. 2	59. 4	0	1:03	68	105	90	128	0. 978	0. 98	
			1	1:04	70	109	92	130	1. 003	1. 00	
			2	1:05	71	111	94	132	1. 020	1. 02	
			5	1:08	75	114	97	135	1. 053	1. 05	
			10	1:13	78	116	100	138	1. 080	1. 08	
			15	1:18	78	119	101	141	1. 098	1. 10	
			20	1:23	80	120	102	142	1. 110	1. 11	
			25	1:28	82	121	103	143	1. 123	1. 12	
			30	1:33	83	122	103	144	1. 130	1. 13	
	5. 6	79. 2	0	1:34	84	131	111	160	1. 215	1. 22	
			1	1:35	85	134	112	162	1. 233	1. 23	
			2	1:36	86	136	113	163	1. 245	1. 25	
			5	1:39	88	139	114	167	1. 270	1. 27	
			10	1:44	90	140	115	168	1. 283	1. 28	
			15	1:49	90	140	115	169	1. 285	1. 29	
			20	1:54	92	142	118	169	1. 303	1. 30	
			25	1:59	93	143	120	170	1. 315	1. 32	
			30	2:04	94	145	120	172	1. 328	1. 33	

地盤の平板載荷試験

2

調査名・調査地点	日吉台中学校仮設校舎設置その他工事地盤調査				
試験番号：No	1				
試験年月日	令和2年11月14日	天候	晴れ	試験者	関 裕一

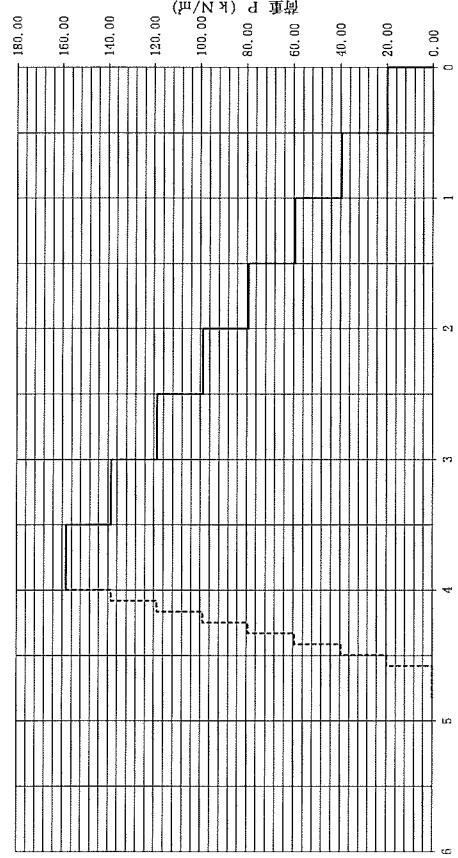
地盤の平板載荷試験

3

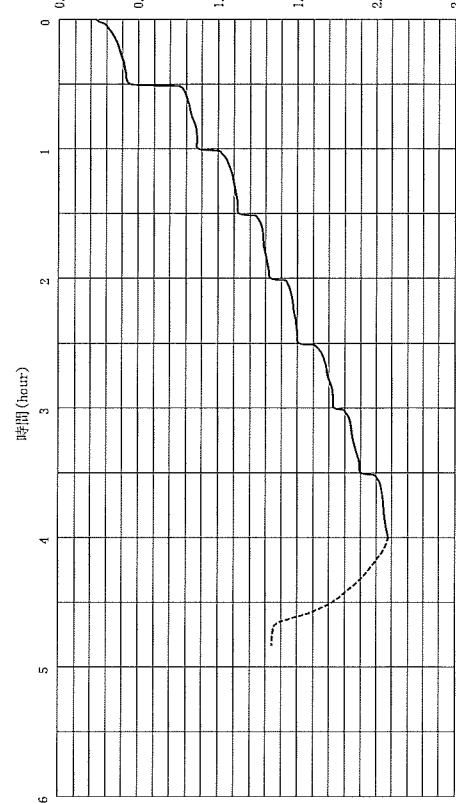
調査名・調査地点	日吉台中学校仮設校舎設置その他工事地盤調査				
試験番号: No	1				
試験年月日	令和2年11月14日	天候	晴れ	試験者	関 裕一

件名：日吉台中学校仮設校舎設置その他工事地盤調査

時間～荷重曲線



時間～沈下曲線

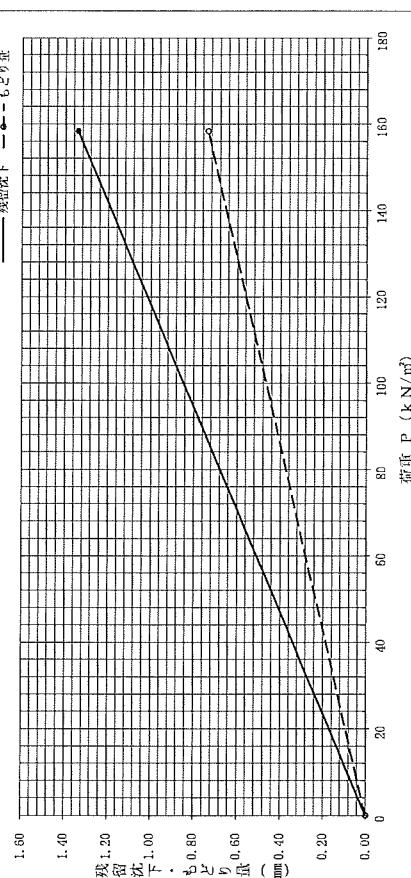


地盤の平板載荷試験(荷重～沈下～時間曲線)

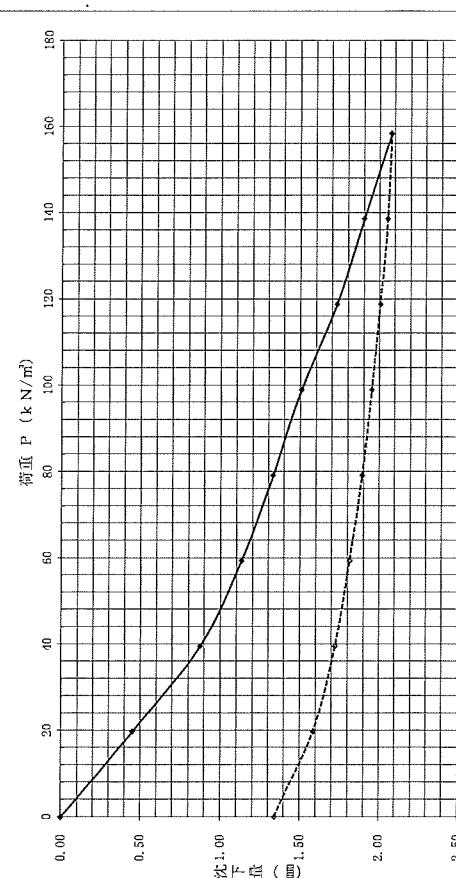
No. : 1 土質: 埋土 試験日: 令和2年11月14日

載荷板: φ30cm円形 試験深度: 設計GL-0.400m
備考: ジャッキ=油圧 (max20t), 力計=7.4t-ビックリソーナ (max5t), 變位計=ガガム-2 (精度1/100mm), 反力=重機

荷重～沈下～剛性もどり量



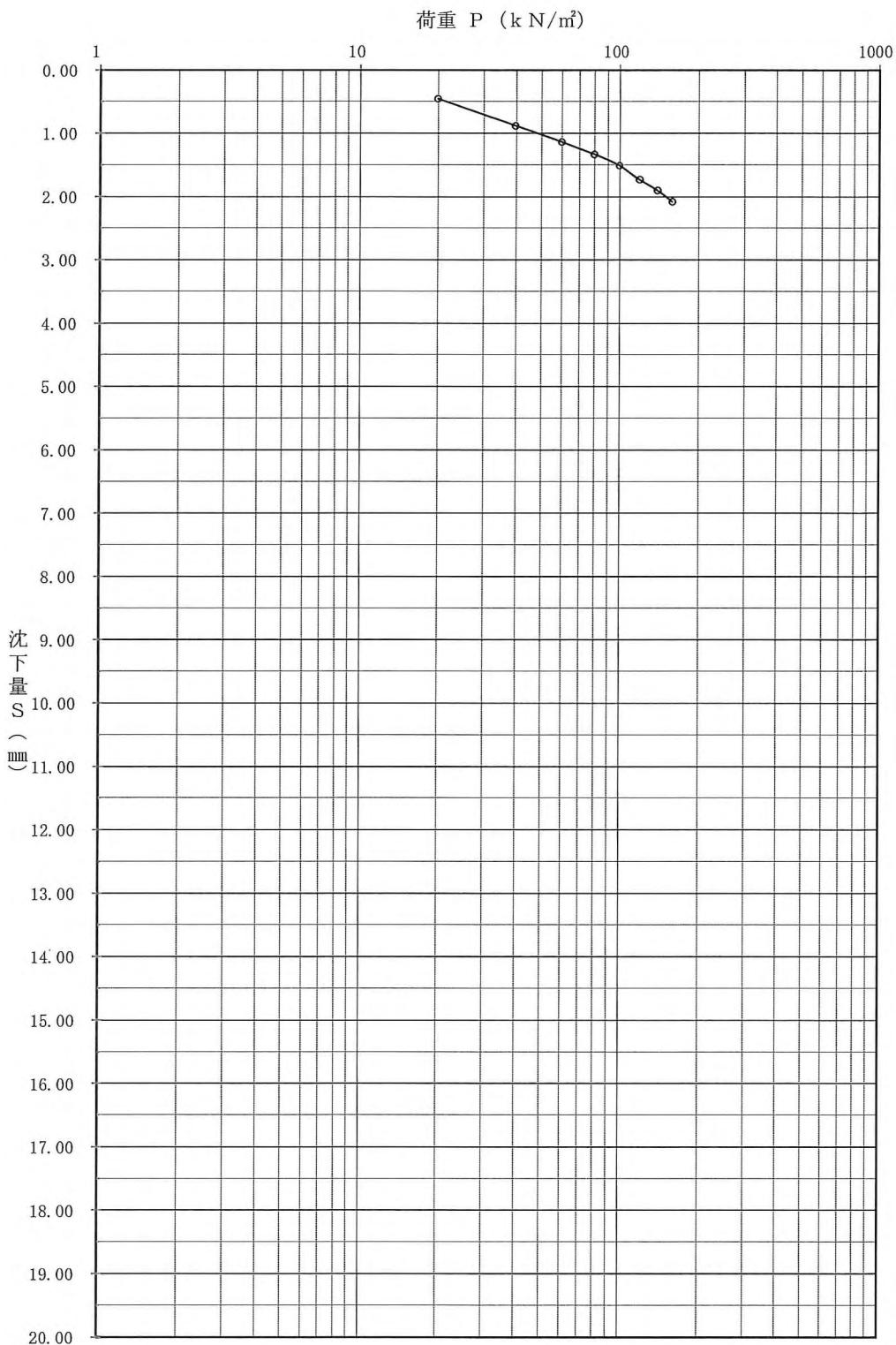
荷重～沈下～剛性もどり量



報告用紙

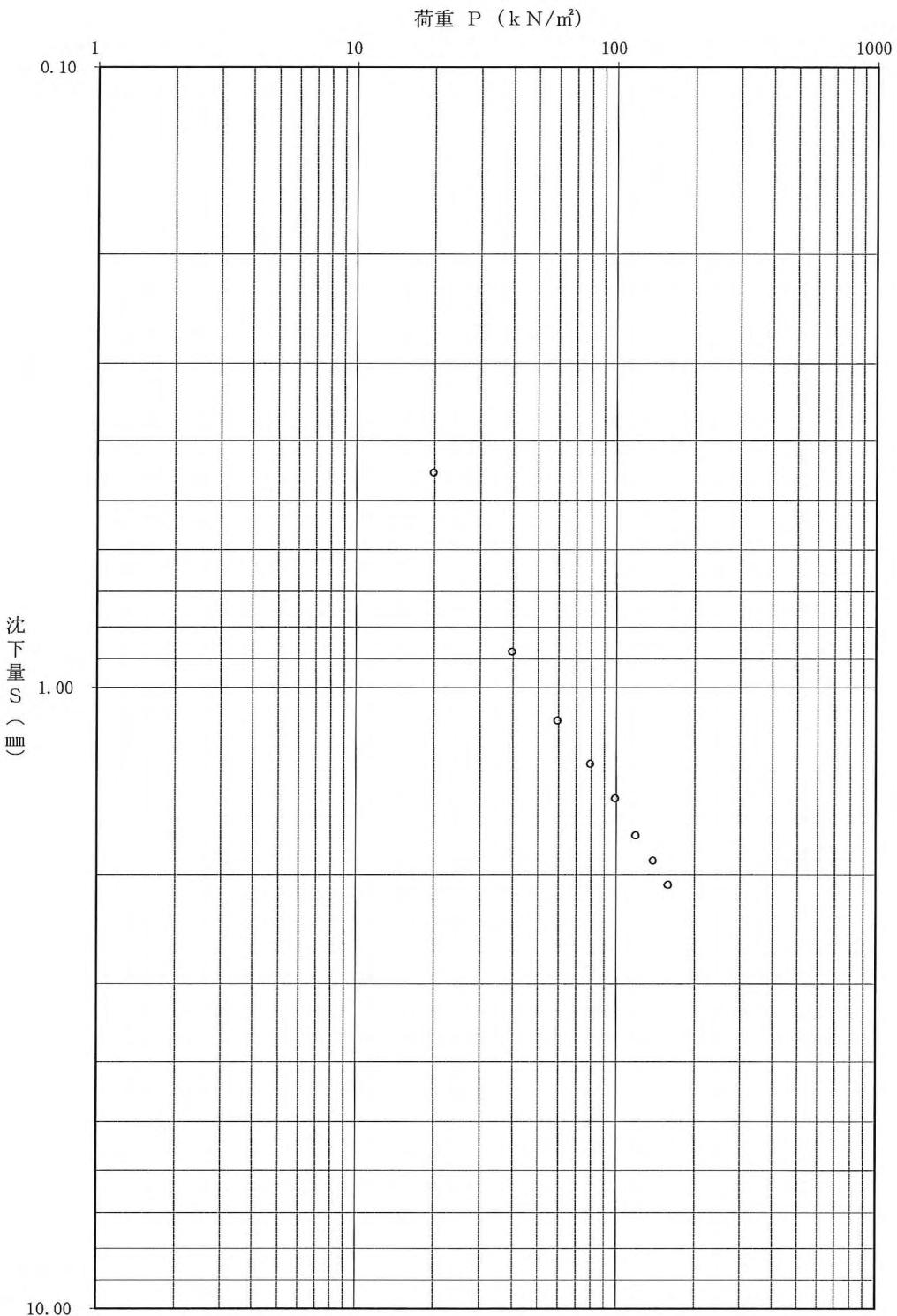
改訂 2023.10.1

地盤の平板載荷試験 (LogP-S曲線)	
調査名	日吉台中学校仮設校舎設置その他工事地盤調査
試験番号	1



230

地盤の平板載荷試験 (LogP-LogS曲線)	
調査名	日吉台中学校仮設校舎設置その他工事地盤調査
試験番号	1



調査記録写真

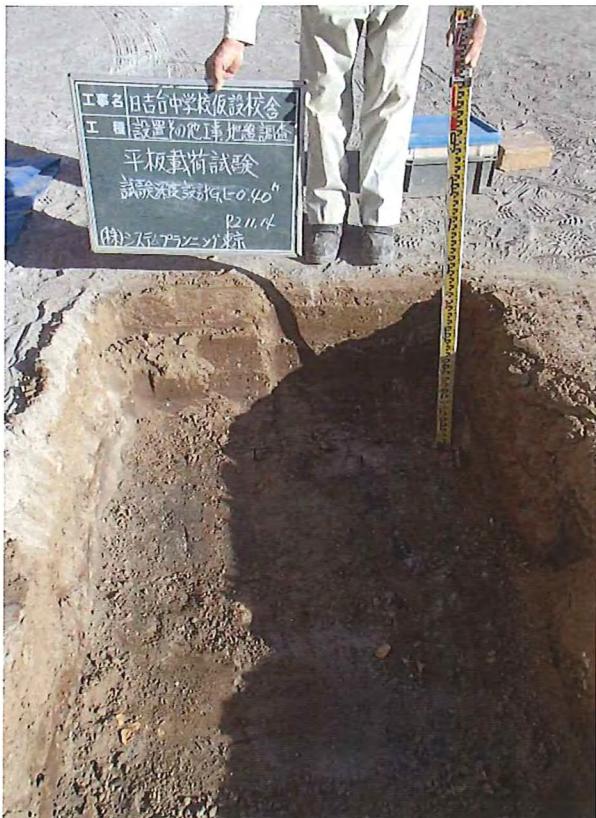
KBM±0.00m
(ハンドホール天端)



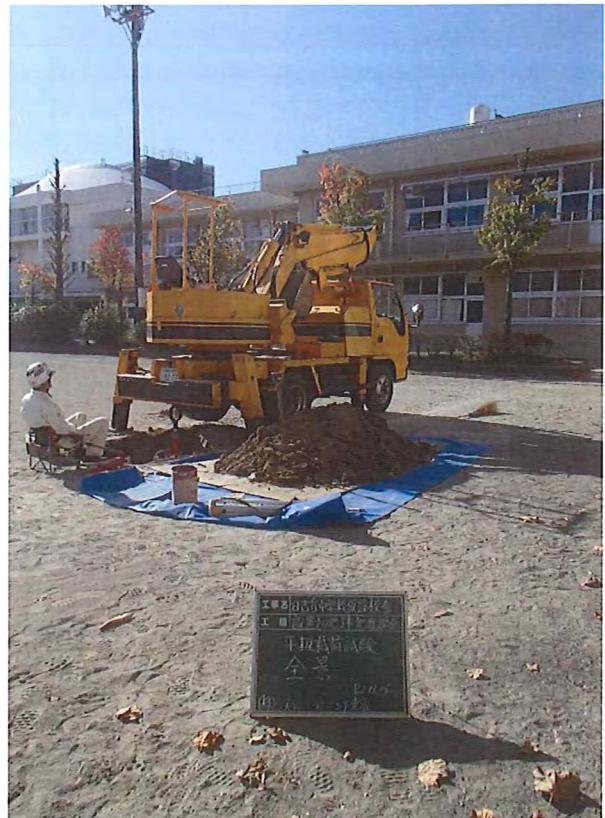
遠 景



近 景



試験深度：設計GL-0.40m



全 景



測定中



試験後地盤

横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物（VOC）等の 室内濃度測定マニュアル（H27.7）

1. 適用範囲

このマニュアルは、横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインに基づき、建築局が所管する新築、増築、改築及び改修工事（防水、外壁等の屋外改修工事を含む）に適用する。ただし、屋内改修工事については、原則として、室内の表面積の過半以上の改修工事を対象とする。

2. 測定時期

測定は責任の明確化を図るため、工事完了後、発注局による別途工事や家具の設置等が行われる前に行うものとし、原則として、完成検査時に測定結果を報告できるようすること。なお、屋外改修工事のみの場合で、揮発性有機化合物（VOC）等が含まれる材料を使用した場合は、施工前も測定を行うこととする。また、測定結果が指針値を超えた場合の再測定や、所要の措置を講じる場合の時間的余裕を見込むこと。

3. 測定対象物質

測定対象物質については、表1のとおりする。

表1 測定対象物質

施設	測定物質	実施根拠
学校	・ホルムアルデヒド ・アセトアルデヒド ※ ・トルエン ・キシレン ・パラジクロロベンゼン ・エチルベンゼン ・スチレン	「学校環境衛生基準」 平成21年4月1日 文部科学省スポーツ・青年局学校健康教育課 (学校保健安全法の施行に合わせて「学校環境衛生の基準」に替って設けられた新基準) 実質は工事完了時に測定となるが、規定は毎学年1回定期に検査を行うと定められている。
住宅	・ホルムアルデヒド ・アセトアルデヒド ※ ・トルエン ・キシレン ・エチルベンゼン ・スチレン	「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」 平成14年4月5日 国土交通省住宅局住宅総合整備課 平成14年に公営住宅の工事仕様として事務連絡された。
一般建物	・ホルムアルデヒド ・アセトアルデヒド ※ ・トルエン ・キシレン ・エチルベンゼン ・スチレン	「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」 平成24年4月5日 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

※国はアセトアルデヒドを測定対象外としていますが、横浜市は対象とします。

4. 測定対象室

(1) 新築・増築・改築及び屋内改修工事の場合

- イ 測定対象室は表2のとおりとする。
- ロ 使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており同様の測定結果となることが予想される複数の室については、そのうち1室以上を測定すればよい。
- ハ 改修工事においては、内装改修をした室についてのみ測定すればよい。
- ニ 学校における普通教室で仕様形状が同一の室が大量にある場合は、監督員と協議のうえ棟ごとに各階2室程度を測定すればよい。特別教室及び管理諸室は原則として全ての室を測定する。
- ホ 一般建物は、室の床面積に応じて1室あたり表3の測定箇所数を測定する。

表2 測定対象室

施設	測定対象室
学校	普通教室、特別教室、管理諸室、給食室、体育館、その他必要と認める室
住宅	建設戸数又は大規模改善戸数の1割以上(10戸未満の場合は1戸以上)で各住戸原則南面する2室
一般建物	①事務室、②会議室、③休憩室・居住室、④宿泊室、⑤研究室などその他の主要室、⑥書庫、倉庫など常時換気しない室

表3 一般建物の室面積による測定箇所数

室の床面積A (m ²)	A≤50	50<A≤200	200<A≤500	500<A
測定箇所数	1	2	3	4

(2) 屋外改修工事の場合(屋内改修工事と同時施工の場合を含む)

測定対象室は、屋外改修工事の施工部位に接する居室とする。監督員と協議のうえ、原則として各階1室以上を測定する。

5. 測定方法

測定は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5 6-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法により行う。原則としてパッシブ型採取機を用いる方法(拡散法※1)によるものとし、その方法では測定ができない場合には、吸引式やアクティブ法など厚生労働省が示す標準的測定方法(※2)を採用する。

※1 拡散法

パッシブ型採取機器(測定バッジ、パッシブサンプラー等)を測定対象室に設置して空気中に放散している化学物質を採取し、分析機関で濃度測定する方法。分析機関の作業には通常2~3週間が必要となる。

※2 厚生労働省が示す標準的測定方法

吸引ポンプを用いて一定量の室内空気を吸引して採取する方法。

実施可能な機関の一覧は、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのウェブサイトにおいて公開されている。

http://www.chord.or.jp/kikan/sick_house.html

6. 測定の準備条件

- (1) 測定対象物質は全種類を同時に採取する。
- (2) 採取機器は各対象室の中央付近の床からおおむね 1.2m から 1.5m までの高さに設置する。
- (3) 採取の前に次の事項を確認する。
 - イ 対象室の内装や塗装等の施工が全て終了し、関連工事から生じる測定対象物質も測定対象室へ流入する恐れがなくなった後、十分な換気が行われていること。
 - ロ 測定対象室に中央式空気調和設備のように換気を行いながら室温の調節を行う設備がある場合は、設備の試運転が先に終了していること。

7. パッシブ型採取機器を用いる方法（拡散法）の測定手順

(1) 30 分換気

測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む。)を開放し、30 分間換気する。

(2) 5 時間閉鎖

次に測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

(3) 測定

測定（機器による空気中の対象物質の採取）は次のイからハによる。

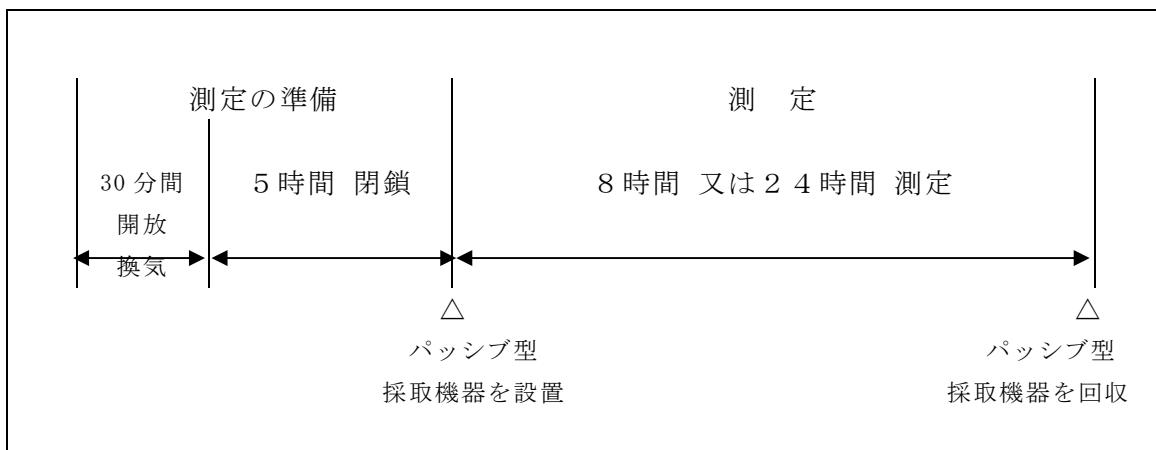
イ 上記（2）の状態のままで測定する。

ロ 時間は原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。

なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。

ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

図1 測定（採取）手順



注；(1) (2) (3)において、換気設備や空気調和設備を常時稼動とする室は当該設備を稼動させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼動させないものは停止させたままとする。

(4) 分析

測定対象物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。なお、分析時の測定結果の単位は「 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (マイクログラムパー立方メートル)」を原則とし、「ppm (ピーピーエム)」でも可とする。ただし、公営住宅の工事については、「ppm (ピーピーエム)」を測定単位とする。

8. 測定結果の報告

請負人は、測定及び分析の結果を、「揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定結果等報告書」（工事完成時の提出書類、Excel データ様式）に記入し、分析機関による報告書とともに提出する。ただし、公営住宅の工事は、監督員が指定する別の様式により提出する。

9. 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

- (1) 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し原因となる物質の除去や換気等の措置を講じた後、再度上記 7 による測定をおこない、指針値を超過していないことを確認する。
- (2) 測定結果が指針値以下であることが確認できるまで、原則として当該室の使用はできないものとする。

10. 測定にあたっての注意事項

- (1) 測定日までの関係工事の作業内容等について十分な調整を図り、測定値に影響を及ぼすことがないよう注意すること。
- (2) 測定日前までに、十分、換気通風を図ること。
- (3) 測定中は、測定室及び周辺での手直し作業等は行わないこと。特に塗料等は、廊下を持ち運ぶだけでも、測定値に影響を及ぼすことがある。
- (4) 換気設備、空気調和設備は運転状態（夜間も連続運転状態）で測定すること。
- (5) 測定対象室は有機揮発材等の置場としないこと。
- (6) 採取機器を設置する場合は、塗料等が付着した服装では行わないこと。

（参考法令等）

- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項
- ・ 日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 1 6-3
- ・ 評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 6-3 (3)
- ・ 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（平成 12 年 6 月 30 日 生衛発第 1093 号 厚生省生活衛生局長通知）

（隨時改訂されるため、最新版を確認してください）

（測定単位）

$\mu\text{g}/\text{m}^3$: (読み) マイクログラムパー立方メートル

1 m^3 中に対象物質が $\bigcirc\bigcirc \mu\text{g}$ (重量) 存在する。

μg : 1g の 100 万分の 1

（参考） mg : 1 g の 1,000 分の 1

ppm : (読み) ピーピーエム

『「1」の体積のものに対して「100 万分の 1」の体積が存在する。』という相対数を表す単位。

（例） 1 ppm とは、空気 1 m^3 中に占める 1 mL (ミリリットル) の気体を示す。

（参考） 1 L (リットル) : 1 m^3 の 1,000 分の 1

1 mL (ミリリットル) : 1 m^3 の 100 万分の 1

ppb : (読み) ピーピーピー

『「1」の体積のものに対して「10 億分の 1」の体積が存在する。』という相対数を表す単位。

(改定経過)

- (1) 平成 15 年 2 月策定
- (2) 平成 15 年 7 月改定 (建築工事特則仕様書の中に別紙 1 3 として記載)
- (3) 平成 17 年 4 月改定 (建築工事特則仕様書から分離、組織名変更、報告書様式変更等)
- (4) 平成 17 年 6 月改定 (国土交通省通知による<参考 2>の改訂)
- (5) 平成 17 年 12 月改定 (屋外改修工事について追記、測定物質にアセトアルデヒドを追加)
- (6) 平成 17 年 5 月改定 (国土交通省通知による<参考 2>の改訂)
- (7) 平成 19 年 5 月改定 (国土交通省通知による<参考 2>の改訂)
- (8) 平成 20 年 7 月改定 (国土交通省通知による<参考 2>の改定)
- (9) 平成 20 年 7 月改定 (国土交通省通知による<参考 2>の改定)
- (10) 平成 21 年 6 月改定 (国土交通省通知による<参考の 2>の改定及び監督員の測定結果報告の提出をデータとする等)
- (11) 平成 22 年 4 月改定 (局名及び課名変更による改訂)
- (12) 平成 22 年 6 月改定 (国土交通省通知による<参考 2>の改定)
- (13) 平成 23 年 5 月改定 (国土交通省通知による<参考 2>の改定)
- (14) 平成 24 年 6 月改定 (国土交通省通知による表記の全面改正および<参考 2>の改定、実施根拠法令の是正)
- (15) 平成 27 年 7 月改定 (文言の訂正及び<参考 2>の削除)

<参考1>

室内空気化学物質の室内濃度指針値

<厚生労働省 室内空気化学物質の室内濃度指針値（13物質）と人体への影響>

平成12年6月30日 生衛発第1093号 厚生省生活衛生局長通知
「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」他

化学物質名	指針値*	決定時期	含まれる建材等	人体への影響
ホルムアルデヒド	(0.08 ppm) 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	平成12年6月	合板・パーティクルボード	DNA損傷等の遺伝毒性 鼻腔上皮細胞への発ガン性
トルエン	(0.07 ppm) 260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	平成12年6月	集成材・油性ラッカー	中枢神経系への影響 (平衡感覚の失調、目眩や起立時の転倒) 視聴覚感覚器官への影響
キシレン	(0.20 ppm) 870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	〃	金属用接着剤	眼や咽喉への刺激、呼吸抑制、肝臓及び腎臓の変化、脳への影響、中枢神経系における感覚系、運動系及び情報処理機能への影響、生殖発生毒性（胎児の体重減少、骨形成の遅延）
パラジクロロベンゼン	(0.04 ppm) 240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	〃	芳香剤・防虫剤	肝臓、腎臓等への影響
エチルベンゼン	(0.88 ppm) 3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	平成12年12月	油性ラッカー・油性ニス	肝臓、腎臓への影響
スチレン	(0.05 ppm) 220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	〃	断熱材・スチレン畳	脳、肝臓への影響
クロルピリホス 〃（小児の場合）	(0.07 ppb) 1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007 ppb) 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	〃	シロアリ防蟻剤	神経発達への影響
フタル酸ジ-n-ブチル	(0.02 ppm) 220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	〃	ビニル壁紙の可塑剤	生殖器の構造異常への影響
テトラデカン	(0.04 ppm) 330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	平成13年7月	灯油・石油等	刺激性の麻酔作用、接触性皮膚炎
フタル酸ジ-2-エチルヘキシン	(7.6 ppb) 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	〃	プラスチック可塑剤	目、皮膚、気道に刺激、消化管に影響、皮膚炎
ダイアジノン	(0.02 ppb) 0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	〃	殺虫剤	神経発達への影響
アセトアルデヒド	(0.03 ppm) 48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	平成14年2月	塩化ビニール、染料	目、鼻、のどに刺激、結膜炎、目のかすみ、皮膚炎、麻酔作用、意識混濁、気管支炎、肺浮腫
フェノブカルブ	(3.8 ppb) 33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	〃	殺虫剤、殺ダニ剤	倦怠感、頭痛、めまい、恶心、嘔吐、腹痛、縮瞳、意識混濁、紅斑、浮腫

*指針値：人が一生涯その濃度の化学物質の暴露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないと判断により設定された値。今後の新たな知見等により、将来、変更されうる。